

旧暫定逆線引き地区(宮戸2丁目、岡1丁目、根岸台2丁目、根岸台7丁目の各一部)の市街化区域への編入に伴い、平成25年度から公共下水道の工事に着手しました。なお、工事は、特定の地区に偏らないよう、地区ごとに毎年おおむね2路線を整備していく予定です。

## 公共下水道に接続して家庭や事業所の排水を処理しましょう

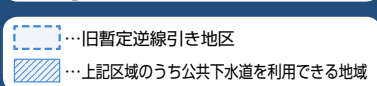
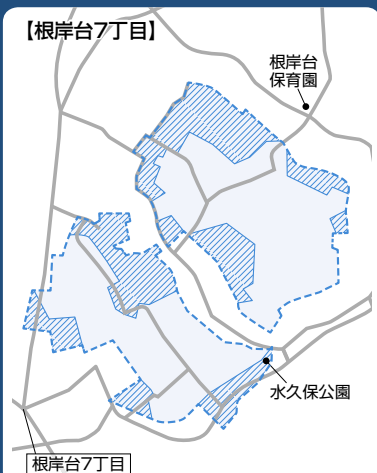
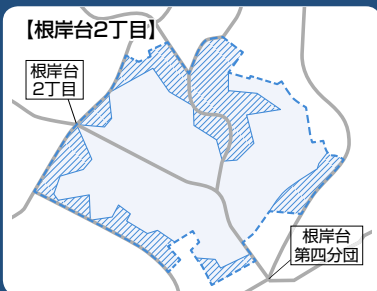
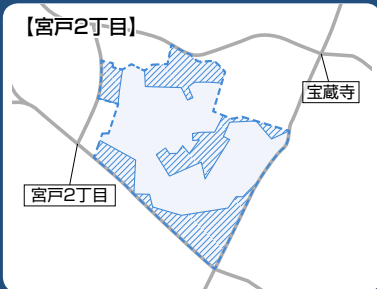
公共下水道の工事が完了して利用可能になると、家庭内や事業所内のくみ取り便所、台所等の排水を、直接下水道管(汚水管)へ流すための工事(排水設備工事)ができるようになります。

### 公共下水道に接続すると…

- 生活排水を公共下水道に流すことにより不快な臭いなくなり、生活環境が向上されます。
- 公共用水域の水質が改善され、川がきれいになります。
- 浄化槽などの汚水処理施設をご自身で管理する必要がなくなります。



### 7月1日(月)から旧暫定逆線引き地区で公共下水道を利用できる地域



### 排水設備工事の申し込みから使用開始までの流れ

- (1) 市指定下水道工事店へ工事申込、契約**
  - ・工事内容や費用についてよく説明を受けてください。
  - ・工事後のアフターサービスについて十分確認してください。
  - ・複数の業者から見積もりを取ることも一つの方法です(見積もりが無料かどうかも確認してください)。
- (2) 工事実施、検査**

市では、工事内容の確認をするほか、工事完了後に検査を行います。
- (3) 下水道使用開始**

公共の下水道を使用するため、下水道使用料がかかります。なお、下水道使用料は、水道料金と一緒に納めていただきます。

### 公共下水道接続に関する支援制度

- (1) 融資あっせん制度**

水洗便所の改造工事に要する費用をあっせんする制度で、限度額は50万円です(償還期間は最高52か月の均等割償還)。銀行の現在の貸付利率は年2.5%ですが、年3.5%までは市が全額補助します。
  - (2) 市の貸付制度**

生活保護を受けている方に対し、水洗便所への改造資金の貸し付けを行っています。
  - (3) 私道排水設備補助制度**

私道の中に汚水管を埋設する際の工事費を補助します。
- ※詳しくは、お問い合わせください。



### 受益者負担金について

下水道の整備には、長い年月と多額の費用が必要です。そこで、この財源の確保を図るため、下水道が整備されることによって便益を受ける土地の所有者などに、事業費の一部を負担していただくものです。

#### ▶受益者とは誰のこと？

下水道の整備により下水道が使用できる環境になる土地を所有されている方のことです。その土地に地上権や質権および賃貸借の権利が設定されているときは、その権利者と話し合って受益者を決めていただきます。



#### ▶いつから納めるの？

負担金は、公共下水道が使用できる区域または1年以内に使用できる予定の区域の方に納めていただくこととなります(対象の方には事前に通知します)。

なお、平成25年7月1日に供用開始した地域の方には、平成26年度に負担金を賦課します。

#### ▶負担金の納入は1回だけ？

受益者負担金は、5年に分割して、1年を4期に分けて納めていただきます。受益者負担金は、その土地に一度だけ賦課され、再度、賦課されることはありません。

### 市指定下水道工事店へのお知らせ

7月1日(月)から、指定下水道工事店の指定、更新および下水道排水設備工事責任技術者の登録、更新について、その事務経費に充てるため、新たに手数料を徴収します。詳しくは、お問い合わせください。